

石巻市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

I. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と市行動計画について

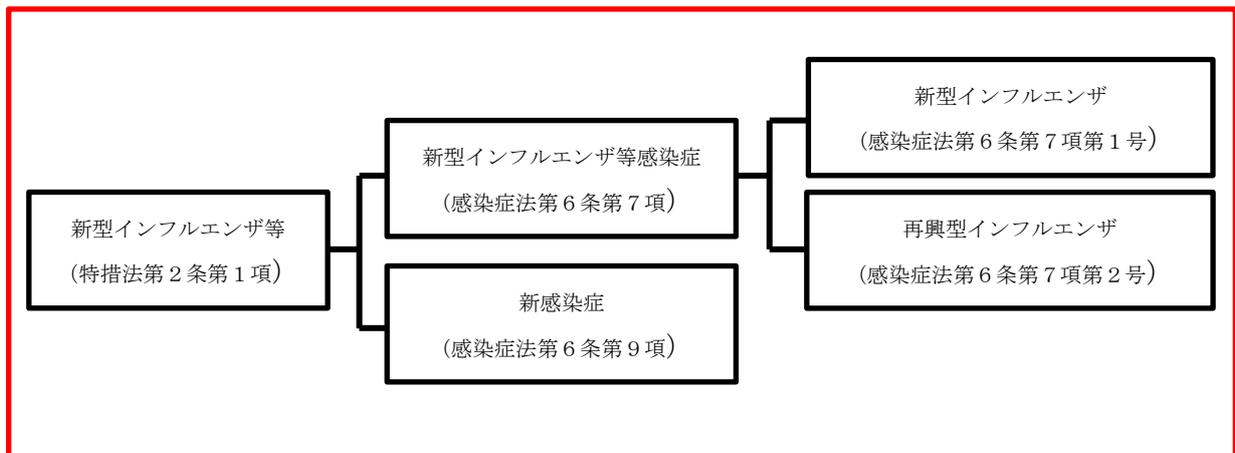
◆新型インフルエンザ等とは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスのことであり、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす恐れがあるものをいう。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響を及ぼす恐れがあるものをいう。

◆対象疾病

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



◆新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定された。

◆新たな市行動計画の作成

市行動計画は、特措法に基づき宮城県行動計画を踏まえ、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する対策等を示すものである。